

公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、法第 23 条の規定により、縦覧期間内に限り国土交通省中国地方整備局長に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第 25 条の規定により、縦覧期間内に限り島根県知事に意見書を提出することができる。

令和 7 年 7 月 7 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 起業者の名称 島根県
- 2 事業の種類 二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 島根県浜田市三隅町矢原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所 都市建設部建設企画課
三隅支所産業建設課
- 5 縦覧期間 公告の日から令和 7 年 7 月 22 日（火）まで
※午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く。